

平成26年12月10日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 豊村貴司  
3番 朝長 勇  
5番 浦 泰孝  
7番 池田大生  
9番 石橋敏伸  
11番 山口裕子  
14番 山崎鉄好  
16番 宮本栄八  
18番 山口昌宏  
20番 牟田勝浩  
23番 江原一雄

副議長 吉川里己  
2番 猪村利恵子  
4番 山口 等  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 上田雄一  
12番 古川盛義  
15番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
19番 川原千秋  
21番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松本重男  
次 長 川久保和幸  
議事係 長 江上新治  
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者	副市長	前	田	敏	美
教 育	長	浦	郷		究
技 監		松	尾		定
政 策 部	長	松	尾	満	好
つ な が る 部	長	平	川		剛
営 業 部	長	北	川	政	次
営 業 部	理 事	友	廣	秀	敏
営 業 部	理 事	山	下	朋	彦
く ら し 部	長	中	野	博	之
こ ど も 部	長	諸	岡	隆	裕
ま ち づ く り 部	長	森		孝	畑
山 内 支 所	長	山	下	知	行
北 方 支 所	長	坂	口		勉
会 計 管 理 者		前	田	健	次
教 育 部	長	溝	上	正	勝
教 育 部	理 事	井	上	祐	次
上 下 水 道 部	長	筒	井	孝	一
総 務 課	長	水	町	直	久
財 政 課	長	松	尾		徹
企 画 課	長	山	田	恭	輔
選挙管理委員会事務局長		馬	場	恒	信
農業委員会事務局長		秀	島	一	喜
監査委員事務局長		森		博	文

---

議 事 日 程

第 3 号

12月10日（水）10時開議

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第1  | 第83号議案  | 武雄市立小中学校施設使用条例及び武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                  |
| 日程第2  | 第91号議案  | 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第3  | 第92号議案  | 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                   |
| 日程第4  | 第93号議案  | 武雄市体育施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                                   |
| 日程第5  | 第85号議案  | 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例を廃止する条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                             |
| 日程第6  | 第89号議案  | 平成26年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                             |
| 日程第7  | 第90号議案  | 平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                        |
| 日程第8  | 第94号議案  | 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                                |
| 日程第9  | 第95号議案  | 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                                |
| 日程第10 | 第96号議案  | 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                             |
| 日程第11 | 第98号議案  | 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                           |
| 日程第12 | 第104号議案 | 平成26年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）                             |
| 日程第13 | 第78号議案  | 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）                   |

日程第14	第79号議案	武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第80号議案	武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第81号議案	武雄市保育の実施に関する条例を廃止する条例（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	第82号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第84号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第87号議案	平成26年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第101号議案	平成26年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第88号議案	平成26年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	第97号議案	武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第23	第99号議案	武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第24	第102号議案	平成26年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第25	第103号議案	平成26年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第26	第105号議案	平成26年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第27	第86号議案	平成26年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第28	第100号議案	平成26年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第29	意見書第6号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

## 開 議 10時

## ○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第6号を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程にしたがいまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

## 日程第1～第4 第83号議案～第93号議案

日程第1. 第83号議案 武雄市立小中学校施設使用条例及び武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例から日程第4. 第93号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

以上の4議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めていきます。

まず、第83号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

## ○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第83号議案 武雄市立小中学校施設使用条例及び武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

小中学校の施設使用料につきましては、合併時から旧武雄、山内、北方で違いがあることから統一するもので、屋内運動場、屋外運動場の使用料を旧武雄市の料金設定を基本に、現状の山内、北方の料金を勘案し統一するものであります。

また、武雄市体育施設設置条例の一部改正については、テニスコート使用料の改正でございますが、天神崎公園テニスコート、山内中央公園テニスコート、北方運動公園テニスコートの使用料について料金体系がそれぞれ異なることから、見直しを行い統一を行うものと説明を受けております。施行期日につきましては、いずれも平成27年4月1日となっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

## ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 91 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

**○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

第 91 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査内容と結果を報告いたします。

1 つは通勤手当の改定で、5 キロ以上から 60 キロ以上の区分で 5 キロ刻みで支給されていますが、それを改定するものであります。

もう 1 点は、勤勉手当を民間企業との格差をもとに月数での 0.15 月分を引き上げ、再任用職員についても 0.05 月分を引き上げるものであります。給与についても給与表のとおり、平均 0.3% の引き上げです。任期付職員についても期末手当で 0.15 月分の引き上げ、給与 0.3% の引き上げとの説明を受けております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 92 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

**○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

第 92 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、審査の結果を報告いたします。

人事院勧告による期末手当の 0.15 月分の引き上げと報酬等審議会の答申による報酬等の引き上げですが、第 1 条の議員報酬では今回常任委員長と議会運営委員長が新設されております。

第 2 条では市長・副市長の給与改定。

第 3 条では教育長の給与改定。

第 4 条では市長・副市長の退職手当の改定ですが、これは他市と比較して武雄市だけが低いということで他市並みにあわせるものと説明を受けております。

委員会としては慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 93 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 93 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について、主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の指定により、北方のグラウンド、東運動場、東体育館が追加されておりますが、指定管理者となる相手方は一般財団法人武雄市体育協会、期間は 27 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。指定管理料は第 100 号議案で債務負担行為の補正で追加をしております。

なお、27 年と 28 年は 4,942 万 4,000 円を予定されてありますが、追加された施設の方では 220 万 9,955 円ということでした。

委員からは非公募が妥当なのかという質問がありましたが、体育協会はこれまでの実績が第一で、地域や体育種目競技部会等の密接な連携が有る確であるとのことでした。

また、運営の際に外注するような場合については、市内業者を活用するよう意見があり、徹底していただくようお願いをいたしました。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 83 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 92 号議案に対する討論を求めます。

〔3 番「議長」〕

3 番朝長議員

○3 番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。それでは第 92 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

主に議員報酬の部分について、反対の理由を述べさせていただきます。反対の理由は大きく 4 つ。

まず 1 つは、財政的な観点から考えた場合に、確かに武雄はいろんな取り組みによって知名度等上がって活性化の兆しが見えているところではございますけれども、自主財源の柱となる地方税収ってというのは、なかなかまだまだ伸びていると言える状況ではないと考えております。そういう中で、企業誘致や教育改革など地域活性化に対する取り組みというのはまだまだ道半ばであって、市民の皆様が本当に経済的な面で生活がよくなったと実感するのはもう少し時間がかかるだろうと。そういう中で報酬を上げるということに抵抗を感じております。

2 点目が、日本経済新聞社の産業地域研究所の調査によって議会改革度調査というのが行われておりますけれども、その中でも全国の自治体と比べてもまだまだ武雄市の改革度というのは低い状態でございます。そういう中で 14% という大幅なアップというのはまだ見送るべきではないか、まだまだその前にやるべきことがあるのではないかと考えております。

3 点目が、先の 9 月議会において政務活動費の削減を決定したわけでございますけれども、この理由といたしましては政務活動費の支出について一部に不適切な部分があったということで議会として、議会全体として襟を正す、そういう目的であったと私は考えておりますけれども、その政務活動費の削減と同時に報酬を上げるということに襟を正すという観点から抵抗を感じております。本来、議員報酬と政務活動費はもちろん分けて考えるべきものと認識はしておりますけれども、やはり事の経緯を考えた場合にまだ早いのではないかと感じております。

最後の 4 点目、武雄市議会はことしの 4 月に改選されたばかりで、まだ 9 カ月が経ったばかりであります。4 月の選挙というのは今現在の報酬を前提にして皆さん立候補されたと思います。もし、報酬が上がるということであれば、やはり上がる報酬を前提にして選挙を戦うべきであったと私は考えております。そういう意味でまだ早い。

もし、上げるとすれば今回のような十数パーセントの引き上げということになれば、次回



の改選の前のタイミング、つまり議員定数を 20 に減らす時点で報酬を上げることを前提に次の選挙を戦うべきだと私としては考えます。

以上の理由で今回の報酬のアップに関しては、次の改選の時期まで見送るべきだという理由で反対をさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

4 番山口 等議員

○4 番（山口 等君）〔登壇〕

おはようございます。第 92 号議案 武雄市議会議員の議員報酬等及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条件について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど反対討論で今上げるべきではないというようなことがる言われましたが、このことは今回の条例改正は武雄市特別職報酬等審議会の答申を受けたものであり、組織である審議会が値上げを勧告されたものであります。

また、現状として、若い方が市政に関心をもって、武雄市のために頑張ってみようというような人がなかなか出にくいような状況はあります。このようなことを改善するためにも今回の改正には、賛成すべきだと私自身思います。

議員各位の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 92 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

第一に、期末手当の率を元に戻すことに人勸に基づいてと提案されておりますが、私は議員と特別職に関しては元に戻す理由はないと考えております。

第二に、さらに今回の議員特別職の引き上げは来年 4 月から適用とありますが、なんで引き上げかと市民は驚いています。さきの 9 月議会で議員定数を 24 から 20 に減らしているのに、一方で議員報酬を引き上げるとは何事かとまさに市民は怒っています。(発言する者あり) 私は今日の経済状況のもとで、議員と特別職が引き上げる理由は全くないと考え、この引き上げに反対の討論を申し上げて反対の討論とするものであります。

以上です。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

20 番牟田議員（発言する者あり）

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

賛成の立場で、討論いたします。

いろいろ賛成反対今出ました。例えば1つ反対の理由に基本税収がなってないと、基本税収がなっておりませんが、今までに比べて市の人件費の削減は10億4,000万円削減になっております。そういう中で市の職員さんの人事院勧告に基づく値上げ、そういうふうなことで基本税収という点で見れば人件費は確実に減っておりますし、その中の数パーセント。さらにもう一つ理由を言われました。議会改革度低いと、そういう中で値上げはどうかと、議長会が調べる議会改革度というのはですね、議長会の尺度に合わせてるんですね。議会全体で議会報告を何回したとか、議会全体で議会報を何回出したとか、議会でいろいろやったりとか、それを基準にしてるんですね。武雄市議会議員は皆個々、それ以上に頑張っておりますし、さらにこの議会改革がなってないと思いますか。僕は全国でも高水準で議会改革は行われてると思います。

もとを正せば、ごめんね長くなってすみません。もとを正せばこのテレビ放送、昭和60年から始まりました。全国なかった。昼、夜、再放送は平成2年から始まった。全国なかった。今になってやっとYouTubeとか、ここ5、6年の話であります。それまでは最高のガラス張りの武雄市議会でありました。さらにここにまだあるモニター。

いろんなことで議会改革は私自身は最高水準に達していると思いますし、武雄市が注目されればされるほど、議会の議員の運動が全国から見られる。そういう中で皆さん頑張られると思います。これはのぼせてるかもしれないかもしれませんが、他市の議員さんに比べたら武雄市議会議員ということだけで、より注目されるこの武雄市になったと自負しております。

あともう一つ、反対の理由に政務活動費を下げたばかりと。同時に引き上げる、これはもう全く別のことでありますし、さらに皆さん方忘れてはもらっちゃらないと思いますけれども我々議員年金の廃止がありました。廃止の中で我々議員年金が下がったということだけじゃないんですよ。市の財政負担も大幅に減ったというところもあります。これも先ほどの財政負担の部分に重なると思います。

あともう一つは、改選されたばかりでなかなか時期が悪いんじゃないか、改選前がいいんじゃないかという話も出ました。ある市、佐賀県内ですけども、議会の休んで仕事をしてたということを覚えてらっしゃいませんか。議会の丸々出席せずにみずからの家業をされてたと。それは何でか、生活できないから。生活が大変だから。我々議員はこれもちょうと上がった言い方かもしれませんが、支出が多いと思います。いろんな面に関して。そういう中で今回、政務活動費も含めて値上げっていうことになりますけども、全体的に見れば大幅な大幅な減になります。

さらにこういうことを聞いて、知って、俺も武雄市議会議員を目指そうという若い方、議員に出るからには、家業、自営業以外はその会社をやめて出るしかありません。そういう中で、それに光を射す、武雄市議会がもっと活性化する、そういうことを願って今回の報酬審議会もあつたと思います。

報酬審議会、これは我々がお願いしたわけではありませんけども、つらつらいろんな形で出していただいております。そういうのを酌みまして、皆さん方の御賛同をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 92 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

産業経済常任委員会に付託しておりました第 98 号議案において、地方自治法第 117 条の規定により私が退席となりますので、副議長と交代のため暫時休憩をいたします。

休	憩	10時21分
再	開	10時21分

○副議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 ～ 第 12 第 85 号議案～第 104 号議案

日程第 5. 第 85 号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例を廃止する条例から  
日程第 12. 第 104 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）までを一括議題といたします。

以上の 8 議案は産業経済常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 85 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。それでは報告申し上げます。

本委員会に付託されました第 85 号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例を廃止する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の条例改正は、スカイバスが運行開始から 21 年経過し老朽化しており、安全性を確保する観点と乗車客の減少に伴い、運行を廃止するため条例を廃止したいとの説明を受けました。保養村の今後の活用については、駅舎と展望台も含めて地元保養村協会等と協議をしながら検討するというものでございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

#### ○副議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 89 号議案に対する報告を求めます。

#### ○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 89 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、F 1 F 2 及び小倉競輪開催を借りて行うミッドナイト競輪開催による売り上げ見込みを計上してあるとの説明を受けました。

また、歳出の主なものとしては競輪開催に係る経費の中で、たけお競輪のさらなる販路拡大を目的としてホームページリニューアル委託料が計上されているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

#### ○副議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 90 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

#### ○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 90 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、償還金利子の減額分は興銀リースへの土地売却収入に伴い、起債の繰り上げ償還を行った支払利子の減額分と説明を受けました。

また、新工業団地整備事業に係る起債借入元金の償還期限を平成 27 年 3 月 25 日に迎える

ことに伴い、3億2,082万7,000円の元金償還金の補正を計上しているとの説明を受けたところでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第94号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第94号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市勤労者福祉協議会は平成18年から現在まで指定管理者として管理運営をされている実績を踏まえ、指定先は非公募とし引き続き同協議会に平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を指定期間とし、指定したいとの説明を受けました。

審査の結果、議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

**○副議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第95号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第95号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

若木町まちづくり推進協議会は地域で組織をされ、地域の財産である川古の大楠を活用した情報発信やイベント活用に積極的であり、公園設置後も地域住民が関わってきたことで当該公園の事も熟知されており、引き続き指定管理者になることにより、さらなる営業効果が見込まれる理由から平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年間を指定期間とし指定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 96 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 96 号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

竹古場キルンの森公園運営協議会は、平成 18 年から現在まで指定管理者として管理運営をされている実績を踏まえ、地域の財産である飛龍窯を活用した情報発信やイベント活用に積極的であり、公園設置後も地域住民が関わってきたことにより当該公園の事も熟知されており、引き続き指定管理者になることが適切であるという理由から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 カ年間で指定期間として指定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 98 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 98 号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

町内の選定委員会で審査した結果、黒髪の里運営協議会が商工会及び農協並びに生産者団体等により組織され、また、開設当初より管理運営に関わってきた実績があり、設置目的を最も効果的に達成できる団体として引き続き指定管理者になることが適切だという理由から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 カ年間で指定期間とし、指定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 104 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 104 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

これは一般会計と同じく人勸による職員の給与改定によるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

#### ○副議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 85 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 90 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 94 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 95 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 96 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 96 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 98 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 104 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 104 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は、委員長報告のとおり可決をされました。ここで議長との交代のため、暫時休憩いたします。



休 憩 10時34分  
再 開 10時34分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13～第20 第78号議案～第101号議案

日程第13. 第78号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から日程第20. 第101号議案 平成26年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）までを一括議題といたします。

以上の8議案は、福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第78号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第78号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付と、新たに市町村の認可事業となった家庭的保育事業等への給付となる地域型保育給付が創設され、給付をはじめ、制度の対象として適切な運営を行っているかを確認するための基準を条例で定める必要が生じ、国の基準に従い新規制定を行うものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第79号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第79号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

関係法律の整備法の施行に伴う児童福祉法の改正により、市が家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めることが規定され、子ども・子育て新制度において特定地域型保育事業として位置づけられている家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問保育事業、事業所内保育事業の4形態の事業について国の基準に従い、それぞれの施設における設備及び運営に関する基準を条例で定め、市において認可を行うというものとの説明を受け

ました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 80 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第 80 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

関係法律の整備法の施行に伴う児童福祉法の改正により、市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で規定をすることとされたため、国の基準に従い新規制定を行うもので、対象児童の年齢制限がなくなり、面積、設備、備品、支援員の数、規模などの規定が盛り込まれております。特に施設面や支援員の方の待遇改善、料金等を含め、安全に子どもを預かる環境の確保については、十分に配慮をしていただくように意見として申し述べたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 81 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第 81 号議案 武雄市保育の実施に関する条例を廃止する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

関係法律の整備法の施行に伴う児童福祉法の改正により、保育の実施基準に係る条例委任がなくなり、法により規定されることとなったため、当該条例を廃止するというものです。

特に質問はありませんでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 82 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第 82 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

国民健康保険特別会計の収支条例の説明を受け収支の均衡を図るため、国保税率を見直すということです。

委員からは広域化の際、累積赤字が大きな問題点となることが想定され、残された期間で解消、抑制などを真摯に検討すべきという指摘がなされ、基金などの活用を含め全体的な財政運営を考慮し解消に努めたいということでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 84 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第 84 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

健康保険法施行令の改正に伴い、条例で定める国保被保険者の出産に係る出産育児一時金、現行 39 万円を 40 万 4,000 円に、重度脳性麻痺に対する補償制度となる加算額の産科医療費補償掛金相当額、現行 3 万円を 1 万 6,000 円にそれぞれ改め、総額の現行 42 万円について変わらず、内訳が変わるという改正内容である主旨説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 87 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 87 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予

算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

一般会計補正予算と関連しておりますが、健康診断のうち、国保被保険者分のわかもん健診委託料について、国庫補助による特別調整交付金の対象とされたことによる補正という説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第101号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第101号議案 平成26年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

国家公務員の給与改定に準じ武雄市職員の給与を改定し、あわせて職員の人事異動に伴う人件費関連予算について所要の補正を行うものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第78号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第78号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第79号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 80 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 81 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 82 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔23 番「議長」〕

23 番江原議員

#### ○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 82 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の討論を申し上げます。

合併して4回目の値上げであります。平成 25 年度の国保会計の決算を見ても調定額 16 億 4,387 万円に対し収入 12 億 7,751 万円です。単年度の収入未済が 3 億 2,499 万円であります。さらに、平成 18 年のとき最高額の保険税が合算で 61 万円が現在合算で 81 万円であります。この 8 年で、最高限度額 20 万円の増であります。まさにこの現状払いたくても払えない保険税となっているのではないのでしょうか。収支のバランスをとるため、今回の値上げであります。

そして、さらに平成 29 年に国が進める国保制度の都道府県一本化のための保険税の平準化のための値上げではないでしょうか。これではますます保険者は苦しめられていきます。この都道府県一本化の導入に反対であります。

国保制度の解決のためには、第一に国の責任で昭和 59 年に率を引き下げられた国保負担率医療費総額を現在 38.5%を元の 45%に戻すことこそ、市町村国保の健全な運営と国の責任の制度改正ではないでしょうか。(発言する者あり)

さらに、第 2 に県からの補助をすべきであります。

そして、第 3 に市としての一般会計からの導入であります。現在 5,000 万円地域福祉基金から繰り入れと導入計画がありますが、国、県の制度変更が現在行われない現状を直視するならば市としてさらに一般会計の繰り入れを求めるものであります。(発言する者あり)まさに、この国保制度は国の責任で……(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

静かに。

○23 番(江原一雄君)(続)

国保制度が健全になるものにするため、さらに国、政府に強く求めなければならないと考えるものであります。

以上で反対の討論にかえるものであります。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

私語は慎んで、静かに、静かに。

12 番古川議員

○12 番(古川盛義君)[登壇]

82 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険の算定にあたっては所得割、均等割、平等割りの区分に応じてそれぞれ税率、もしくは税額が決められております。この割合は各自治体の市民の所得状況や世帯状況などによって異なってまいります。また、社会情勢によっても変わってまいります。医療給付費が年々増加する中、武雄市では平成 25 年改定以来、一般会計から繰り出金を入れて加入者の負担を抑える努力もいたしてきております。しかしながら、今後累積赤字のさらなる増加が見込まれ、収支改善を行うためには税率等の改正がやむを得ない状況にございます。一般会計から増額して繰り入れをするべきだということでございますが、健康保険は国保だけではなく社保もあり、政府管掌健康保険もございます。そういう方も市内にはたくさんいらっしゃいます。国保だけをその一般会計から赤字補填に入れるということはなかなか難しいと私は考えます。

以上の理由により国民健康保険運営上の必要なこととして、82 号議案 武雄市国民健康保

険税条例の一部改正について賛成の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 84 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 87 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 101 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

建設常任委員会よりの審査報告書に漏れがありましたので、ここで暫時休憩をして皆様方

に配付をさせていただきます。

休 憩 10時54分

再 開 10時56分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 21～第 26 第 88 号議案～第 105 号議案

日程第 21. 第 88 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）から  
日程第 26. 第 105 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）までを一括  
議題といたします。

以上の 6 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並び  
に結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 88 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

おはようございます。先ほどの報告書の件、大変失礼いたしました。

それでは今定例会において本委員会に付託されました第 88 号議案 平成 26 年度武雄市下  
水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について、御報告いたします。

今回の補正の主なものとして、公共下水道事業で取り組む予定の東部エリアにおいて民間  
の早期開発が見込まれる中、公共下水道への接続を図るために下水道を早期に整備する必要  
が生じたため、幹線の市道部に下水道管を布設する経費をお願いするものとのことでした。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおりに可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 97 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

第 97 号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について、御報告いたします。

矢筈ダム広場は西川登町づくり推進協議会へ引き続き平成 27 年度から平成 31 年度末ま  
で、非公募により指定管理者として指定をしたいと執行部から説明を受けました。

理由として施設の利用者は主に地域住民であることから、地域の利用者での運営組織であ  
る、まちづくり推進協議会が施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができ  
る団体であるとのことでした。



本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。  
以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 99 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

**○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕**

第 99 号議案 武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について、御報告いたします。

市営住宅の指定管理について 9 月議会で条例改正の承認後、9 月 24 日から 10 月 24 日まで公募を行い 2 事業者の応募があり、4 度の指定管理者選定委員会で審査された結果、五光建設株式会社を市営住宅の指定管理者候補として選定され、議会の議決を求めるものと説明を受けました。

委員からは選定の評価根拠はどの質問に対し、執行部よりサービスの向上については営業時間を 7 時 50 分から 18 時までとし、土日や祝祭日も職員による業務、時間外については直通電話対応が可能で、会社組織や職員配置計画も評価できる。また、個人情報保護については別室を確保し入室の制限を設けるなど、セキュリティの確保ができる。軽微な修繕に関し、自社職員で迅速な対応により、コストダウンを図ることができ、委託料が安価である。住民サービスの向上について、トラブル防止のための目安箱設置、環境美化活動月間などを設置して入居者などと一緒に美化活動の実施や孤独ゼロ運動、集会場を活用した健康教室、趣味教室の展開を考えているとのこと。などのことが、評価された内容とのことでした。

また、委員会からは指定管理以後も住民へのサービスの低下することがないように強く要望いたしました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 102 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

**○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕**

第 102 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について、御報告いたします。

今回の補正の主なものとして、給与勧告に基づく人件費等を増額するための経費をお願いするものとのことでした。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 103 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

**○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕**

第 103 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）について、御報告いたします。

今回の補正の主なものは新幹線計画にかかった区画整理事務所棟、旧都市計画課棟を解体したことにより繰上げ償還したことに伴う減額補正と給与勧告に基づく人件費の補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 105 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

**○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕**

第 105 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）について、御報告いたします。

今回の補正の主なものは収益的収入及び支出における、給与費関係の補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 88 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 97 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 99 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 99 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 102 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 102 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 103 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 103 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 105 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 105 号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 27～第 28 第 86 号議案～第 100 号議案

日程第 27. 第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）より日程第 28. 第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）までを一括議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 86 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

#### ○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、主な審査内容と結果を報告いたします。

2 款 2 項 1 目企画総務費では、ふるさと納税に対する謝礼やその送料などの経費として約 1,200 万を計上されておりますが、ふるさと納税でまちづくり応援基金として 2,000 万を積立金として予定されております。

10 款 1 項 3 目学校教育総務費では、中学校パソコン教室の教育システム工事分で 4,104 万計上されております。これはパソコン OS の Windows XP を Windows 7 に入れ替え、サーバー機器についても入れ替えを行いたいとのことです。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

**○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査内容と結果を報告いたします。

2 款 5 項選挙費では、市長退職に伴い市長選挙のための 3,198 万 6,000 円と知事選挙に必要な 2,644 万円の補正がされております。知事選挙費用は全額、県の委託金となります。その他の補正は、条例議案の改正によるもので人勸による給与・期末手当、通勤手当の改正と説明を受けております。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 86 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

補正内容の主なものとしては 7 款商工費の補助金及び交付金で、昨年度に引き続き T ポイントレディスゴルフトーナメントの開催決定に伴う受け入れ体制の補助金及び来年 4 月 4 日に開催予定の武雄温泉リレーマラソンを、市民でおもてなしするための観光協会への助成金並びに飛龍窯灯籠まつりでの観光客乗車用の大型バス借上料に要する補助金ということで説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第

6回)の審査の経過と結果を申し上げます。

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、武雄市職員の給与に反映させて改定し、所要の補正を行うものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第86号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第86号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について審査の経過と結果を申し上げます。

主にたけお保育園移転新築事業に要する経費として国庫補助がらる地域交付金、地域福祉基金繰入金を財源に約1億7,000万円の補助金が計上されております。その他、国、県、一部事務組合の負担金過年度精算、宅老所防災対策整備の経費などが計上されております。

歳入、歳出では特に質疑はありませんでしたが、生活困窮者自立支援事業について計上されている債務負担行為の補正で所要の質疑を交わしたところです。

武雄市では一部、業務委託の形態が検討され年度内に事業者を選定し、来年4月から事業を実施する予定であるということで、生活保護を受給するかしないかの境でなんとか頑張っておられる方々の現状から、生活保護そのものにも意見が及び、事業が形だけにならないようにと意見を申し上げたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第100号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第100号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について審査の経過と結果を申し上げます。

国家公務員の給与改定に準じて武雄市職員の給与を改定し、あわせて職員の人事異動に伴

う人事費関連予算について所要の補正を行うものとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 86 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

**○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕**

今定例会において本委員会に分割付託されました第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、御報告いたします。

今回の補正の主なものとして 8 月の豪雨により急傾斜地崩壊危険区域で被災した 3 カ所の事業費として委託料と工事費を計上し、また、その工事請負費については年度内完了が見込めないため繰越明許費への計上も併せてお願いするものとのことでした。

また、佐賀県西部広域環境組合、ごみ処理施設建設工事の現地調査を行い、担当者より平成 27 年 9 月からは試運転用のごみを受け入れを行い、平成 28 年 1 月の営業運転開始へ向け順調に工事が進んでいるとの説明を受けたところであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

**○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕**

第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、御報告いたします。

今回の補正の主なものとして債務負担行為の補正で第 97 号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理及び第 99 号議案 武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄市特定賃貸住宅の指定管理に伴うもので、指定期間は平成 27 年度から 31 年度までの 5 カ年とし、指定管理料は武雄市矢筈ダム広場が 636 万 9,000 円、武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄特定賃貸住宅については 27 年度から 28 年度の 2 カ年は 3,000 万、29 年度から 31 年度の 3 カ年は消費税アップ分を見越して 3,055 万 5,000 円とし、5 カ年の合計管理料 1 億 5,166 万 5,000 円を計上し

ているものとのことであります。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 86 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 100 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔23 番「議長」〕

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

第 100 号議案について、平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）に反対の討論を申し上げます。

補正予算の主なものは職員の給与に関するものには賛成であります。県知事選挙費用 2,644 万円、（発言する者あり）市長選挙費用（発言する者あり）3,198 万 6,000 円、市長退職手当 320 万 4,000 円の支出に反対であります。

前知事の辞任は原発やらせメールの件など説明不足のもとであり、さらにオスプレイの佐賀空港への配備問題については辞任直前に防衛省などからの騒音などを確認したとして、記者会見をするなど（発言する者あり）県民から見たら……

**○議長（杉原豊喜君）**

静かに、静かに。

**○23 番（江原一雄君）（続）**



責任放棄と言われても当然でしょう。さらに元武雄市長の辞任はさらに輪をかけて、ついていった市政放り出しと市民は怒っています。(発言する者あり) 先の4月に市長選挙をやったばかりなのに、まして年をまたいで穏やかな正月を迎えるのが、よき日本の風習をかき乱したと市民は怒っています。(発言する者あり)

これら市長選、知事選挙撤回すべきことを申し上げ、反対の討論とするものであります。(発言する者あり)

**○議長（杉原豊喜君）**

静かに。静かに。(発言する者あり)

4番山口 等議員 (発言する者あり)

静かに。(笑い声) (発言する者あり)

**○4番（山口 等君）〔登壇〕**

第100号議案（笑い声）平成26年度……

**○議長（杉原豊喜君）**

静かに討論中です。

**○4番（山口 等君）（続）**

武雄市一般会計補正予算（第6回）分割について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど申されました県知事、市長の辞職理由については何ら今回の補正予算の予算審議には関係ありません。樋渡前市長が放り出したというような表現がありましたが、知事選に出馬するためというはっきりした理由があり、何らおかしいことではないと思います。賛成討論といたします。

議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。(笑い声) (「反対する理由がない」と呼ぶ者あり)

**○議長（杉原豊喜君）**

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第100号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、第100号議案は各所管の委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第29 意見書第6号**

日程第 29. 意見書第 6 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書（案）につきまして、趣旨の御説明を要約していたします。

国内ではウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人程度と推定され、現在医療費助成の対象は治療方法等で限定され、対象から外れた患者は高額な医療費負担を強いられるだけでなく、就労にも支障をきたし、生活そのものが危ぶまれる状態となっています。こうした国の責任に伴うウイルス性肝炎に関して、救済制度の拡充を求めるため次の項目を掲げております。

ウイルス性肝炎を原因とする全ての肝炎医療に対し、医療費助成を行う制度を創設すること。それが 1 番目です。

2 番目、ウイルス性肝炎患者については身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障害認定の基準を緩和し、実態に応じた障害者認定制度にすること。お手元の意見書案のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第 6 号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第 6 号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第 6 号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第 6 号は、明記されております各関係機関へ送付させてい

たきます。

〔24 番「議長、24 番議事進行」〕

24 番谷口議員

**○24 番（谷口攝久君）〔登壇〕**

一応ですね、全ての議案が済むまでと思って待っておりましたけども、実は 92 号議案のときに朝長議員の発言の中で、政務活動費に関わる問題が発言されております。そのために、いわゆる議員の歳費の問題等がいかにも不適切のような発言をされておりますけども、問題についてはですよ、その問題はすでに解決しているということで報告を受けていましたけども、現実問題ではそれがどういうふうな形でされたのかですね、武雄市と議会の名誉にも関することでございますので、そこら辺については精査をしていただきたいということで、あえて議事進行を申し上げました。（発言する者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

ただいまの議事進行につきましては一応議事録を精査いたしまして、対応させていただきたいと思っております。（発言する者あり）政務活動費の中に不適切な使途があったという部分は多分発言されたと思えますけど、正確な部分は把握しておりませんので、議事録を見て精査をさせていただきたいと思っております。

**日程第 30 閉会中継続審査申出について**

日程第 30 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 12 月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

閉 会 11時25分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 吉川里己

〃 議員 石丸 定

〃 議員 山口裕子

〃 議員 末藤正幸

会議録調製者 松本重男